

## 『MJS かんたん！シリーズ』をご利用のお客様へ

### 国税システムの更改とかんたん！シリーズの対応予定について

日頃より『MJS かんたん！シリーズ』をご利用いただき誠にありがとうございます。

国税庁では 2026 年（令和 8 年）9 月 24 日に国税システムの更改を予定しており、国税庁ホームページに『国税システムの更改について』、e-Tax ホームページに『国税システムの更改に伴う e-Tax 仕様書等の情報提供について』が掲載されています。これらの概要とかんたん！シリーズの対応予定について下記のとおりお知らせいたします。

#### 1. 国税庁ホームページ『国税システムの更改について』の概略

(<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/sodan/system.htm>)

2026 年（令和 8 年）9 月 24 日に国税システムの更改が予定されており、概要（抜粋）は次のとおりです。

##### ① 申告書等の様式が変わります

一部の書面申告書や申請・届出書、法定調書の様式が新しくなる予定です。

申告書の控用はなくなり、申告書の配色は原則として白黒になる予定です。

##### ② 税務署から送付される通知等に、お問い合わせ番号が印字されます

その通知等を特定するための「番号」として「お問い合わせ番号」（13 桁）が印字される予定です。「お問い合わせ番号」は、税務署において発番し、通知等に印字されます。

イメージはこちら [https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/sodan/pdf/0026004-138\\_02.pdf](https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/sodan/pdf/0026004-138_02.pdf)

##### ③ 納付書、所得税徴収高計算書の様式が変わります

税務署の窓口で交付する「納付書（領収済通知書）」の変更概要

- ・「整理番号」欄（8 桁）が「お問い合わせ番号または法人番号」欄（13 桁）に変更されます。
- ・記載欄の追加（「納期等の区分」欄等に元号欄、「納税者住所（所在地）」の郵便番号欄）
- ・現行様式（整理番号欄がある納付書（領収済通知書））は当分の間、使用することができます。

詳細は、「納付書（領収済通知書）の様式変更等」（次の URL）をご覧ください。

[https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nofu/24200042/noufu\\_houhou.htm#a0026004-138](https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nofu/24200042/noufu_houhou.htm#a0026004-138)

税務署の窓口で配付する「所得税徴収高計算書（納付書）」の変更概要

- ・「整理番号（8 桁）」が「お問い合わせ番号（13 桁）」に変更されます。
- ・税務署の窓口で配付する所得税徴収高計算書（納付書）は、A4 三つ折りサイズ程度の複写式から、A4 サイズの単票式に変更される予定です。  
※年末調整の時期に税務署から源泉徴収義務者の方々へ送付する所得税徴収高計算書（納付書）は、引き続き、複写式の様式が予定されています。
- ・現行様式（整理番号欄がある複写式）の所得税徴収高計算書（納付書）は 2028 年（令和 10 年）9 月頃まで使用できる予定です。

詳細は、「所得税徴収高計算書（納付書）の記載のしかた」（次の URL）をご覧ください。

<https://www.nta.go.jp/publication/pamph/gensen/keisansho/01.htm#a0025008-021>

④e-Tax をご利用いただけない時間があります

メンテナンス時間（e-Tax 利用不可）として次のとおり予定されています。

メンテナンス時間中は、e-Tax をご利用いただけません。

・2026 年（令和 8 年）9 月 19 日（土）0：00～9 月 24 日（木）8：30

・2026 年（令和 8 年）9 月 26 日（土）0：00～24：00

詳細は、e-Tax ホームページの「国税システムの更改に伴うメンテナンス時間について」（次の URL）をご覧ください。

[https://www.e-tax.nta.go.jp/topics/2026/topics\\_20260422.htm](https://www.e-tax.nta.go.jp/topics/2026/topics_20260422.htm)

⑤e-Tax の IP アドレスが変わります

e-Tax の IP アドレスが固定 IP アドレスから動的 IP アドレス（接続のたびに IP アドレスが変化）に変更される予定です。ご利用の環境で個別に IP アドレスを指定して接続している方は、2026 年（令和 8 年）9 月 24 日以降は、URL での接続に変更が必要となります。

詳細は、「e-Tax ホームページの IP アドレスの仕様変更について」（次の URL）をご覧ください。

[https://www.e-tax.nta.go.jp/topics/2026/topics\\_20260422ip.htm](https://www.e-tax.nta.go.jp/topics/2026/topics_20260422ip.htm)

⑥開示する申告書等には、提出年月日を表示します

申告書等閲覧サービスや開示請求等では、申告書等の提出年月日は、申告書等のヘッダーに印字される予定です。

イメージはこちら [https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/sodan/pdf/0026004-138\\_03.pdf](https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/sodan/pdf/0026004-138_03.pdf)

⑦漢字（旧字体等）の取扱いが変わります

税務署から納税者の皆様へ送付する文書や納税証明書等で使用する漢字・記号は、JIS（日本産業規格）の第 1 水準から第 4 水準まで（JIS X 0213 で定義された文字）となります。

⑧処分通知等の電子交付の対象が拡大されます

処分通知等の電子交付の対象が拡大され、電子交付への同意方法が、申請等の都度必要であった「個別同意」から、事前の「一括同意」に変わります。

詳細は、e-Tax ホームページの「処分通知等の電子交付について」（次の URL）をご覧ください。

<https://www.e-tax.nta.go.jp/tsuuchi/tsuuchimenu.htm>

## 2. e-Tax ホームページ『国税システムの更改に伴う e-Tax 仕様書等の情報提供について』の概略

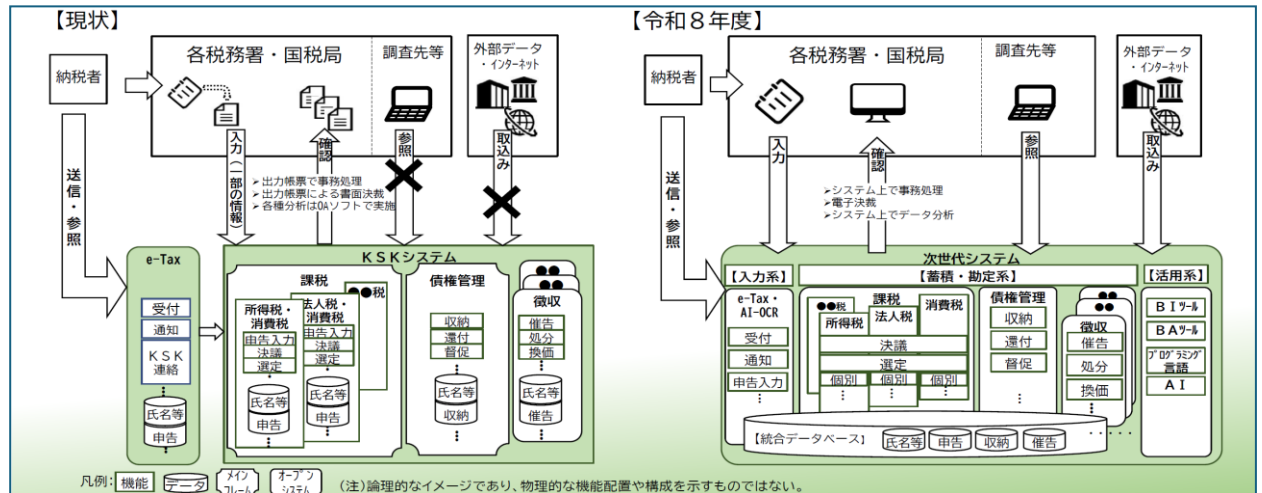
（URL：[https://www.e-tax.nta.go.jp/topics/2024/topics\\_20241031\\_ksk2\\_shiyo.htm](https://www.e-tax.nta.go.jp/topics/2024/topics_20241031_ksk2_shiyo.htm)）

2026 年（令和 8 年）9 月 24 日の国税システムの更改に合わせた e-Tax 仕様書等の変更の概略は次のとおりです。

- ・AI-OCR の導入により書面提出された申告書、申請書等を読み取り、デジタル化します。
- ・そのため、現状の申告書、申請書等の様式を AI-OCR の読み取りに適した様式へ改定する予定です。
- ・e-Tax 仕様書等の変更は段階的に公開され、帳票レイアウト設計書（ドラフト版）も提供します。

ご注意：ドラフト版であるため、今後、内容が変更となる可能性があります。

## 国税システム更改のイメージ



(出典) 国税庁 HP「税務行政のデジタル・トランスフォーメーションー税務行政の将来像 2023ー (令和5年6月23日) PDF ファイル」

(<https://www.nta.go.jp/about/introduction/torikumi/digitaltransformation2023/pdf/syouraizo2023.pdf>)

### 3-1. 申告書等の様式の変更点

申告書等の AI-OCR の読み取りに適した改定がされた様式イメージ (ドラフト版) の主な変更点と、いくつかの様式を別紙にて紹介します。

(2026 年 (令和 8 年) 5 月 11 日までに e-Tax ホームページで公開された様式から抜粋)

注：様式イメージはドラフト版のため、今後、内容が変更になる可能性があります。ご注意ください。

資料「国税システムの更改に伴うかんたん！シリーズの申請書等様式の変更点 (別紙)」

### 3-2. 申告書等の様式変更へのかんたん！シリーズの対応予定について

申告書等の様式変更に対応したプログラムを次のとおりリリースする予定です。

| 提供予定時期               | 対象システム                    |
|----------------------|---------------------------|
| 2026 年 (令和 8 年) 9 月  | MJS かんたん！法人会計             |
| 2026 年 (令和 8 年) 11 月 | MJS かんたん！給与               |
| 2027 年 (令和 9 年) 1 月  | MJS かんたん！会計、MJS かんたん！青色申告 |

### 3-3. 申告書等の OCR 用の専用紙印刷機能の廃止について

消費税申告書など、現状の OCR 用の専用紙は、税務署に配備されなくなる見込みです。

手書き用の紙が必要な場合は、国税庁ホームページに掲載されている PDF をご自身で印刷いただくか、税務署で同様に印刷されたものを入手していただくこととなります。

新しいレイアウトの用紙には従来の専用紙印刷のような印字はできないため、専用紙に対応していた各システムは、順次、専用紙印刷の機能を廃止する予定です。

詳細な対応内容につきましては、対応システムをリリースする際にご案内させていただく予定です。

以上